

論点に対する回答

分野	地方公共団体への公金納付のデジタル化
省庁名	国土交通省
<p>占有関係の各種公金（道路占用料、河川占用料、港湾使用料など）、住宅使用料、土地賃貸料、下水道料金（以下「貴省関係公金」という。）については、経済界より全国共通の取扱いとすべきとの提言がある（参考資料 6 の 18 頁、参考資料 7 の 30 頁）。</p> <p>これを踏まえ、公金納付者（国民・民間事業者）・金融機関の公金納付における利便性・効率性を向上させる観点から、地方公共団体の事務効率性向上も踏まえ、下記の論点につき回答されたい。なお、回答にあたっては、以下を踏まえたものとしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● R5/6/1 規制改革推進会議「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」とそれに関する閣議決定（参考資料 2、3） ● 「ローカルルール」の問題に対する「所要の法令上の措置」について、自治事務の観点からの総務省見解など（参考資料 4、5） ● 地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会議事概要における意見交換（参考資料 8） 	
<p>【論点 1】 R5/10/6 実施方針（参考資料 9）記載の立法措置について「令和 6 年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。」との記載があるところ、貴省の関係する公金に関する本立法措置の概要をご教示いただきたい。</p>	
<p>【回答 1】</p> <p>規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において「地方公共団体が公金納付に eLTAX を活用することができるようにするため、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、令和 6 年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指すとともに、システム改修を進め、関係者への必要な周知も行いつつ、遅くとも令和 8 年 9 月までに eLTAX を活用した公金収納を開始する」とされていることを踏まえ、当省の関係する公金に関し</p>	

て eLTAX を活用した公金納付が可能となるよう、デジタル庁及び総務省において、地方自治法の改正を中心に所要の立法措置が検討されているものと承知している。

なお、土地賃貸料については当省所管の法令に基づくものではないため、回答できない。

【論点 2】 貴省関係公金につき、全ての地方公共団体に対し eLTAX を活用して納付可能とすることについて

(1) **【論点 2】** の実現に向けた取組として、住宅使用料、土地賃貸料、下水道料金についても「全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行う」ことの可否如何。また、この取組による**【論点 2】** の実現時期如何。この実現時期につき、公金収納開始時期（遅くとも令和 8 年 9 月）と同時期とできるか。

(2) **【論点 2】** の早期かつ確実な実現に向け、貴省関係公金につき全地方公共団体に eLTAX による公金収納を義務付けることを法令で規定すること、またその時期を本件の立法措置と合わせ令和 6 年とすることも考えうるが、これらの可否如何。また費用対効果の観点からの問題点（もしあれば）及び対応策如何。

【回答 2】

(1)

地方公共団体において eLTAX を活用した納付を可能とするためには、対象となる公金の収納管理を行っている各情報システムをそれぞれ改修する必要が生じることから、一般的には、対象となる公金の数が増えれば、その対応のために必要となる経費や事務負担の増加につながる事となる。

このため、「全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を可能とする公金」については、「いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金」を対象とし、それ以外の公金（団体によって取扱件数の偏差が大きいものや、そもそも取扱件数が多いもの）については、各地方公共団体において費用対効果などを踏まえて判断できるようにすることを基本とすることが妥当である。

この点、10 月 6 日に関係府省庁連絡会議で決定した実施方針では、「全国

的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を可能とする公金」について、当省関係公金においては、

性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金については、eLTAX を活用した納付により、納付者の利便性が大幅に向上することを踏まえ、日本経済団体連合会からも要望をいただいている公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、河川法上の流水占用料等、港湾法上の占用料等など）は対象に含める一方、

納付方法や管理戸数が団体によって大きく異なる住宅使用料や、独立採算の原則の下で独自のシステムやネットワークが構築されている下水道使用料については、費用対効果が団体ごとに様々であることから、対象に含まれなかったところである。

以上を踏まえると、住宅使用料及び下水道使用料を「全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を可能とする公金」の対象に含めることは、地方公共団体において費用対効果を伴わない対応を求めることになることから、これらの公金納付のデジタル化については、地方公共団体の判断に委ねることが適切と判断されたものと承知している。

なお、土地賃貸料については当省所管の法令に基づくものではないため、回答できない。

（２）

令和５年４月から地方税統一 QR コード (eL-QR) を用いた仕組みが導入された地方税では、総務省からの情報提供や助言を通じて、ほぼ全ての団体に対応いただいているところと承知しており、「全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を可能とする公金」について、法令で義務付けを行う特段の必要性は認められない。